

鳥獣被害防止総合支援事業

平成 28 年度から実施している、「電気柵購入支援事業」（H28～H30「里山整備生活安全対策事業」）及び、令和元年度から実施している、「鳥獣被害防止総合支援モデル事業」の 2 事業を事業運営の効率化を図るため統合しました。

<事業概要>

これまでの旧 2 事業から事業内容は変わらず、下記のとおり、鳥獣被害対策に係る取組を支援します。

1. 個別被害対策支援（旧電気柵購入支援事業にあたる取組）

市内に住所を有する個人又は法人・団体において、農作物等の被害を防止することを目的に設置する侵入防止柵の購入経費の一部を補助します。

2. 広域被害対策支援（旧鳥獣被害防止総合支援モデル事業にあたる取組）

市内の行政区を単位とする地区が、専門家による集落環境診断に基づいて実施する総合的な鳥獣被害対策を支援します。

<支援の詳細>

個別被害対策支援の内容

	補助率	補助上限額
個人	50%	5万円
法人又は団体	60%	8万円

※補助対象経費は、ワイヤーメッシュ柵、防獣ネット柵、電気柵等の侵入防止柵の購入に係る経費

広域被害対策支援の内容

(1) 集落環境診断の実施に係る専門家の派遣

広域での鳥獣被害対策を進める上で、自らの地区がどのような現状にあるのかを把握し対策として必要な取組は何かを考えるため、専門家の指導の下、地区外縁の環境を診断します。

また、座学では鳥獣被害対策や野生鳥獣の習性等の基礎を学ぶ機会を設けるとともに、環境診断を実施した地区の現状を地図に落とし共有することで、現状理解の促進と鳥獣被害対策の必要性等の意識醸成を図ります。

(2) 広域で設置する侵入防止柵の購入経費の一部補助

	補助率	補助上限額
地区	80%	50万円

※広域被害対策実施地区での支援を受ける条件と実施地区の指定について
地区で広域被害対策を実施する場合、下記の条件を満たす必要があります。

- (1) 専門家による集落環境診断を受け、地区において情報を共有する。
- (2) 環境診断の結果に基づき、広域で緩衝帯（里山）を整備する。
- (3) 環境診断の結果に基づき、広域で侵入防止柵を設置する。
- (4) 上記の内容について、事業開始年度から5年間の実績報告を行う。

また、広域被害対策地区に指定されるためには、事業開始希望年度の前年度の9月までに農林課に事業実施希望である旨を連絡する必要があります。

①集落環境診断の様子（実際の写真）



②侵入防止柵設置ルート確認の様子（実際の写真）



③侵入防止柵設置の様子（実際の写真）



